

# 玄海町における人事行政の運営等の状況を公表します

玄海町における職員の給与や勤務条件など、人事行政の運営などの状況を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 新規採用の状況 (2) 退職の状況

区分	試験	選考	区分	定年退職	勸奨退職	その他				合計
						普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	
事務職	2	0								
保育士	2	0	一般行政職	1	5	0	0	0	0	0
合計	4	0	技能労務職	2	1	0	0	0	0	0

平成18年度採用者数

平成18年度退職者数

(3) 職員数の状況

各年4月1日現在

所属名	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
	平成17年	平成18年		
議会事務局	3	3		
総務課	12	12		
収入役室	2	2		
値賀出張所	2	2		
企画課	9	7	△2	総合計画策定業務終了による減
税務課	7	7		
保健福祉課	11	15	4	保健師が町民課より異動、介護保険事務増加による増
保育所	22	23	1	乳児保育、時間外保育のニーズに対応するための増
町民課	8	6	△2	保健師が保健福祉課へ異動
農業委員会	2	2		
産業振興課	9	12	3	開発課廃止による増
開発課	4	0	△4	課の廃止
建設課	11	11		
学校教育課	8	6	△2	退職者の不補充
社会教育課	5	5		
給食センター	4	4		
玄海園	26	24	△2	指定管理者選定終了による減
下水道課	4	6	2	供用開始による増
水道課	4	4		
計	153	151	△2	

(注) 特別職員は含みません。

(4) 一般行政職員の級別職員数の状況(全会計)

平成18年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的な職務の内容	主事補 技師補	主事 技師	主査	係長	課長	課長	
職員数	14人	17人	33人	43人	4人	9人	120人
構成比	11.7%	14.2%	27.5%	35.8%	3.3%	7.5%	100.0%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 技能労務職員の級別職員数の状況(全会計)

平成18年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	合計
職種	電話交換手、調理員、用務員、寮母など				
職員数	0人	10人	21人	0人	31人
構成比	0.0%	32.3%	67.7%	0.0%	100.0%

## 2 職員給与の状況

(1) 給与費の状況(平成18年度の全会計に計上している給与費にかかる予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たりの 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
18年度	151人	千円 584,599	千円 63,241	千円 227,094	千円 874,934	千円 5,794

(注) 1. 会計の種類は、一般会計及び特別会針(国民健康保険、老人保健、特別養護老人ホーム、下水道事業、介護保険、上水道事業)合わせて7つの会計があります。

2. 特別職員の給与費は含みません。

(2) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

平成18年4月1日現在

区 分	一 般 行 政 職 員				技 能 労 務 職 員			
	人 数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	人 数	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
全会計	120人	332,978円	366,962円	44.4歳	31人	260,248円	280,816円	46.9歳

(注) 技能労務職員とは、電話交換手、調理員、学校用務員、寮母などをいいます。

(3) 職員手当の状況

手当の種類	内 容	
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 子供等 6,000円 特定期間の加算 5,000円(※1)	
住 居 手 当	借家・借間 27,000円以下(家賃額に応じて) 自宅 2,500円(新築又は購入の日から5年を経過していないもの)	
通 勤 手 当	通勤距離に応じて、2,000円～24,500円の範囲内の額	
管 理 職 手 当	会計管理者、統括監 62,300円、課長級(6級) 51,900円、(5級) 49,600円	
期末、勤勉手当	6月期 12月期 合計(平成18年度支給実績) 期末 1.40月分 1.60月分 3.00月分 勤勉 0.725月分 0.725月分 1.45月分	
退 職 手 当	勤続20年 勤続25年 勤続35年 普通 23.5月分 33.5月分 47.5月分 定年等 30.55月分 41.34月分 59.28月分 その他の加算措置として、50歳以上の勸奨退職者には、2%～20%の加算があります。	

※1 特定期間の加算とは、扶養親族の子のうちに満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にあ  
る子1人につき、加算する額です。

(4) 職員の初任給の状況

区 分	玄 海 町		国		
	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	
一般行政職員	大学卒	159,700円	175,300円	170,200円	182,200円
	高校卒	138,400円	146,700円	138,400円	146,700円
技能労務職員	高校卒	135,600円	143,900円	135,600円	143,900円

(注) 大学卒の初任給の違いは、国(上級)と町(初級)の試験区分の違いによるものです。

(5) 特別職員の給料等の状況

	給 料		報 酬
町 長	760,000円	議 長	364,000円
副 町 長	622,000円	副 議 長	285,000円
教 育 長	527,000円	常任委員長 予算特別委員長	270,000円
		議 員	263,000円

期末手当(18年度)	
6月期	1.60月分
12月期	1.75月分
計	3.35月分

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	土曜日及び日曜日
40時間	8:15	17:00	12:15～13:00	週休日

※保育所では、これと異なる勤務形態があります。

#### (2) 職員の休暇の概要

区 分	内 容
年次休暇	1暦年ごとに20日付与し、前年付与分の20日を超えない範囲内の残日数を繰り越す。
病気休暇	90日を超えない範囲内で最小限必要と認める期間。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合。
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する期間(1暦年につき30日以内で無給とする)。
介護休暇	配偶者、父母、子などが負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合(期間は、6月以内で無給とする)。

年次休暇の状況(平成18年1月1日付与)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	1人当たり 平均使用日数
5,688日	1,349日	147人	9.18日

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。分限処分には、免職、退職及び降任があります。

一方、懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給及び戒告処分があります。

平成18年度は、懲戒処分として、戒告1件の処分がありました。

### 5 職員の服務の状況

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に勤務以外のことに従事したり、注意力を職務以外のことにそらすことなく、職務のみに従事しなければなりません。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、事前に承認を得れば、職務に専念する義務を免除されます。条例に定める事由とは、

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・その他、職務に専念する義務の特例に関する規則に定める事項に該当する場合

平成18年度は、3件の承認がされました。

## 6 職員の研修の状況

区 分		受講者数	内 容
佐賀県自 治修習所	一般研修	12人	市町職員管理者研修、市町職員監督者研修、 市町職員第2部研修、市町職員第1部研修 新規採用職員研修
	実務研修	1人	市町財務事務研修
その他派遣研修		37人	パソコンスキルアップ研修、 企業トップクラス人権・同和問題研修会、 社会保険委員研修、新入組合員研修、電源地域振興センター研修、 さわやかライフセミナー、バイオマス利活用研修、 マイライフプランセミナー、レディースリフレッシュセミナー、 全日本同和会九州連合会研修、市町村行政講演会、 計画行政推進方策視察研修、健康管理研修会、 安全運転管理者講習会、固定資産税事務研修会

## 7 職員の福利厚生及び利益の保護等

### (1) 福利厚生制度

職員の福利厚生として、地方公務員法に基づき、職員の元気回復その他厚生に関することを実施するために、職員互助会に1人当たり、4,000円の助成を行っております。この互助会は、職員の会費及び町の助成金などで運営されています。なお、職員の会費は、給料月額に1000分の5を乗じた金額です。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、佐賀県市町村職員共済組合に加入し、組合が短期給付事業(医療関係等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(健康診断、人間ドック事業等)を行っています。

### (2) 公務災害補償制度

職員が公務上の災害及び通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償法に基づき、補償を受けることができます。平成18年度中に認定された事案はありませんでした。

### (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、佐賀県人事委員会に対して、町の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

平成18年度中の措置要求は、ありませんでした。

### (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他、意に反する不利益な処分に関して、佐賀県人事委員会に不服の申立てをすることができます。

平成18年度中の不服申立ては、ありませんでした。